

令和 7 年 3 月 18 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和 6 年(ワ)第 70339 号 著作者人格権等侵害行為差止等請求事件

口頭弁論終結日 令和 7 年 1 月 21 日

判 決

5

原 告 X
同訴訟代理人弁護士 太 田 真 也

10

被 告 Y
同訴訟代理人弁護士 趙 誠 峰
同 宮 村 啓 太
同 坂 根 真 也
同 井 桁 大 介
同 水 橋 孝 徳
15 同 小 松 圭 介

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20

第 1 請求

- 1 被告は、インターネット上の「刑事裁判を考える：Y@ブログ」(URL は省略)に別紙掲載記事目録記載の掲載記事を掲載してはならない。
- 2 被告は、前項記載の掲載記事を削除せよ。
- 3 被告は、原告に対し、150 万円及びこれに対する令和 6 年 9 月 7 日から支払済みまで年 3%の割合による金員を支払え。

25

第 2 事案の概要

本件は、原告から懲戒請求を受けた弁護士である被告が自己のブログ（以下「本件ブログ」という。）上に掲載した別紙掲載記事目録記載の記事（以下「本件記事」という。）に関し、被告が、原告の氏名が請求人として記載された懲戒請求書の PDF ファイルをインターネット上にアップロードした上、本件記事内に同ファイルへのリンクを設定した行為により、上記懲戒請求書に係る原告の著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）が侵害され、また、被告が本件記事中に原告の氏名を明示してこれを公開し、現在もその公開を続けていることにより原告のプライバシー権が侵害されているとして、原告が、被告に対し、著作権（著作権法 112 条 1 項、2 項）又は人格権としてのプライバシー権に基づき、本件ブログに本件記事を掲載することの差止め及び本件記事の削除を求めると共に、著作権、著作者人格権及びプライバシー権侵害の不法行為に基づく損害賠償として、慰謝料 150 万円及びこれに対する不法行為後である令和 6 年 9 月 7 日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年 3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（証拠等を掲記しない事実は、当事者間に争いが無いか、弁論の全趣旨により容易に認められる。なお、枝番号のある書証については、特に明記しない限り、枝番号を含む。以下同じ。）

(1) 当事者

ア 原告は、令和 2 年 1 月 4 日付け懲戒請求書（甲 2。以下「本件懲戒請求書」という。）により、被告を対象弁護士とする懲戒請求（第二東京弁護士会令和 2 年（コ）第 1 号。以下「本件懲戒請求」という。）をした者である。

イ 被告は、弁護士であり、「刑事裁判を考える：Y@ブログ」と題するブログ（本件ブログ。URL は省略）を開設し、記事を掲載している。

(2) 本件懲戒請求及び本件記事の掲載に関する事実経過（甲 1～3、5、乙 1、2、弁論の全趣旨）

ア 被告は、Z に対する刑事被告事件の弁護人を務めていたところ、同人が保

積条件に反してレバノンに出国したことについて、本件ブログ上に、「まず激しい怒りの感情が込み上げた。裏切られたという思いである。」「が、一つだけ言えるのは、彼がこの1年あまりの間に見てきた日本の司法とそれを取り巻く環境を考えると、この密出国を「暴挙」「裏切り」「犯罪」と言って全

5 否定することはできないということである。」などと記載した令和2年1月4日付け記事（以下「令和2年1月4日付け記事」という。）を掲載した。

イ 原告は、同月7日、第二東京弁護士会に対し、被告を対象弁護士として、自己が作成した本件懲戒請求書を提出した。その「懲戒請求の理由」欄には、「保釈中の被告人を故意か重過失によりレバノンに出国させてしまった、こ

10 れは保釈の条件に違反する行為であり、その管理監督義務を懈怠する行為であり、重大な非行に該当する。」などの記載があるほか、令和2年1月4日付け記事に関して、「自身が被告人を管理監督する立場にしながら、このような発言をすることは、あまりに無責任であり、違法行為を肯定する発言であり、違法行為を助長する行為である。弁護士としての品位に反する行為で

15 るのは明白である。」などと記載されている。

ウ 株式会社産業経済新聞社（以下「産経新聞社」という。）は、同月17日、自社のニュースサイト上に、「Y弁護士にも懲戒請求 Z被告逃亡肯定「品位に反する」と題する記事（以下「本件産経記事」という。）を掲載した。本件産経記事は、被告の令和2年1月4日付け記事の内容を紹介した上で、

20 「Y弁護士に対し、（住所は省略）の男性から、『被告の逃走を肯定する発言をブログでしたのは重大な非行』などとして懲戒請求が出され…たことが…関係者への取材で分かった。…関係者によると、懲戒請求書ではY氏について『被告を管理監督する立場にしながら、このような発言をすることは、あまりに無責任であり、違法行為を肯定する発言であり、助長する行為。弁護士としての品位に反する行為であるのは明白』などと指摘、Y氏が逃亡に関

25 与した疑いもあるとして同弁護士会に調査を求めた。」などと報道している。

エ 被告は、同年 2 月 4 日、本件ブログ上に本件記事（甲 1）を掲載し、「X氏
による懲戒請求に対して私が第二東京弁護士会綱紀委員会に提出した弁明
書の内容は次のとおりです。」との前書に続けて反論文を記載すると共に、
前書の「懲戒請求」の部分に、本件懲戒請求書のうち懲戒請求者（原告）の
住所の「丁目」以下及び電話番号部分を墨塗りした PDF ファイル（甲 3。以
下「本件懲戒請求書」という。）へのリンク（以下「本件リンク」という。）
を設定し、これをインターネット上で閲覧し得るようにした。

(3) 前訴（甲 5、乙 1～3）

ア 原告と被告との間には、本件に先立ち、以下の訴訟（当庁令和 2 年（ワ）
第 4481 号著作者人格権等侵害行為差止等請求事件ほか、知財高裁令和 3 年
（ネ）第 10046 号、最高裁令和 4 年（受）第 548 号。以下、全審級を通じ
て「前訴」という。）が係属していた。

前訴は、原告が令和 2 年 2 月 20 日に提起したものであり、原告が、被告
が懲戒請求者である原告の氏名が記載された本件懲戒請求書’をインターネ
ット上にアップロードし、本件記事内に本件リンクを設定したことにより、
原告の著作権（公衆送信権）、著作者人格権（公表権）及びプライバシー権が
侵害されたことを理由として、被告に対し、本件記事の掲載の差止め、本件
記事（本件リンク先の本件懲戒請求書’を含む。）の削除及び不法行為に基づ
く損害賠償等を請求したものである（ただし、これらの請求のうち差止請求
は控訴審で追加されたものである。）。

イ 前訴控訴審は、令和 3 年 12 月 22 日、前訴についての判決をした（以下
「前訴控訴審判決」という。）。同判決において、前訴控訴審は、①本件懲戒
請求書は「著作物」（著作権法 2 条 1 項 1 号）に当たる、②本件懲戒請求書
は公表された著作物ではないから、本件リンクにより本件記事において本件
懲戒請求書を引用することは、適法な引用（著作権法 32 条 1 項）とは認め
られない、③原告の被告に対する公衆送信権及び公表権に基づく権利行使は

権利濫用に当たり許されない、④被告が本件記事において本件懲戒請求の懲戒請求者として原告の氏名を開示したことは原告のプライバシー権の侵害には当たらないとして、原告の請求をいずれも棄却した。

最高裁判所は、令和4年7月6日、前訴控訴審判決に対する原告の上告受理申立てを不受理とする決定をした。これにより前訴控訴審判決は確定した。

(4) 本件訴えの提起

原告は、令和6年7月31日、本件訴えを提起した。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は本件訴えの適法性であり、これに関する当事者の主張は以下のとおりである（本件の審理経過に鑑み本案前の争点のみを摘示する。なお、本案に関する当事者の主張は前訴とほぼ同様である。）。

（被告の主張）

(1) 信義則違反

本件訴えの提起は、十分な審理を尽くした上で著作権・著作者人格権侵害及びプライバシー侵害はいずれも認められないと結論付けた前訴判決をあえて蒸し返すものである。原告が被告に対して本件懲戒請求をした事実、及び、原告が本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を自ら産経新聞社に提供したため、本件懲戒請求がされたことが報道され、広く公衆の知るところになった事実は、時間が経っても遡って消し去ることはできないから、弁護士としての信用や名誉を守るための被告の反論の必要性が消滅することはない。原告の氏名がプライバシー情報に当たらないことも、前訴から時間が経過したからといって変わらない。

また、本訴は、前訴と訴訟物が同一であるのみならず、請求原因事実も同一であるから、前訴の蒸し返しというほかない。

このような本件訴えの提起は、訴訟上の信義則に違反する不適法なものとして却下されるべきである。

(2) 訴権の濫用

本件訴えは前訴と訴訟物も請求原因事実も全く同一であること、前訴判決が請求棄却の理由として指摘した内容が時間の経過によって変わりようがないことは、いずれも原告にとって自明である。それでもあえて原告が本訴提起に至った目的は、被告を民事訴訟の被告の立場に置いて応訴の負担を生じさせることにより、被告による正当な反論権の行使を断念させようとする点にある。このような目的での訴訟を維持することは、民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠き、信義に反する。

したがって、本件訴えの提起は、訴権を濫用する不適法なものとして却下されるべきである。

(原告の主張)

前訴控訴審判決についてはマスコミでも大きく報じられ、インターネット上においても、現時点において、前訴控訴審判決に関するニュース記事が検索順位の上位に表示される状況にある。そのため、「懲戒請求に対する反論を公にし、懲戒請求に理由がないことを示すなどの手段により、弁護士としての信用や名誉の低下を防ぐ」という被告の目的は既に達成されているといえ、本件リンクを設定することについての目的の正当性はなくなった。

そうすると、現時点では、本件記事において本件懲戒請求書⁷が原告の許諾なしに掲載されていることにより、原告の著作物である本件懲戒請求書に係る公衆送信権及び公表権が侵害されていることは明らかであるから、原告が著作権及び著作者人格権に基づく差止請求をすることも権利濫用とはいえない。

このように、年数の経過による事情の変更により、前訴で権利の濫用とされた状況がなくなったため、原告は新たに本件訴えを提起したものであるから、本件訴えの提起は訴訟上の信義則違反には当たらない。また、原告の請求は認められるべきであるから、本件訴えの提起が訴権の濫用に当たることはない。

第3 当裁判所の判断

1 争点（本件訴えの適法性）について

当裁判所は、本件訴えは信義則に反する不適法なものであって却下されるべきものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

(1) 前訴控訴審判決における権利濫用の成否に関する判断内容

5 前訴控訴審判決は、①原告が本件懲戒請求書に関して有する、公衆送信権により保護されるべき財産的利益、公表権により保護されるべき人格的利益は、もともとそれほど大きなものとはいえない上、原告自身の行動により、相当程度減少していたこと、②本件記事を作成、公表し、本件リンクを設定することについて、その目的は正当であったこと、③本件リンクによる引用の態様は、
10 本件事案における個別的な事情のもとにおいては、本件懲戒請求に対する反論を公にする方法として相当なものであったことを総合的に考慮すると、原告の被告に対する公衆送信権及び公表権に基づく権利行使は、権利濫用に当たり、許されないものと認めるのが相当である旨判示した。上記①～③の事情を基礎付けるものとして摘示された事実関係等は、大要次のとおりである。

15 ア ①公衆送信権及び公表権により保護されるべき原告の利益について

本件懲戒請求書は、それによって財産的利益を得ることを目的とするものとは認められない。その表現も、懲戒請求の内容を事務的に伝えるものにすぎないから、独創性の高い表現による高度の創作性を備えるものではない。

20 原告は、産経新聞社に対し、本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を自ら提供し、それに基づいて、本件懲戒請求書の一部を引用した本件産経記事が産経新聞のニュースサイトに掲載され、その結果、本件懲戒請求書に記載された懲戒請求の理由及び本件産経記事の内容に対して被告が反論しなければならぬ状況を自ら生じさせたものといえる。

25 本件懲戒請求書の性質・内容を考慮すると、原告が本件懲戒請求書に関して有する財産的利益及び人格的利益は、もともとそれほど大きなものとはいえない上、原告自身の行動及びその影響を考慮すると、保護されるべき原告

の上記利益は、原告自身の自発的な行動により、少なくとも産経新聞のニュースサイトに本件産経記事が掲載された時以降は、相当程度減少していた。

イ ②本件記事と本件リンクの目的について

5 本件記事の目的は、本件産経記事により、被告に対する本件懲戒請求の事実が報道され、被告に対する批判的な論評がされたことから、被告が、自らの信用・名誉を回復するため、本件懲戒請求の理由及びそれを踏まえた本件産経記事の報道内容に対して反論することにあつた。

10 弁護士が懲戒請求を受け、それが新聞報道等によって弁護士の実名で公表された場合には、懲戒請求に対する反論を公にし、懲戒請求に理由のないことを示すなどの手段により、弁護士としての信用や名誉の低下を防ぐ機会を与えられることが必要である。

15 本件においては、原告が本件懲戒請求をしたことに加え、原告が本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を自ら産経新聞社に提供したため、被告に対して本件懲戒請求がされたことが報道され、広く公衆の知るところになったのであるから、被告が、公衆によるアクセスが可能な本件ブログに反論文である本件記事を掲載し、本件懲戒請求に理由のないことを示し、弁護士としての信用や名誉の低下を防ぐ手段を講じることは当然に必要であつた。したがって、本件記事を作成、公表し、本件リンクを設定することについて、その目的は正当であつた。

20 ウ ③本件リンクによる引用の態様の相当性について

25 被告としては、本件記事において本件懲戒請求書の要旨を摘示して反論しただけでは、自分に都合のよい部分のみを摘示したのではないかという疑念を抱かれるおそれもあつたため、その疑念を払拭し、本件懲戒請求の全ての点について理由がないことを示す必要があり、そのためには、本件懲戒請求書の全部を引用して開示し、被告による要旨の摘示が恣意的でないことを確認することができるようにする必要があつた。

被告は、本件記事に本件懲戒請求書自体を直接掲載するのではなく、本件懲戒請求書’への本件リンクを設定することによって本件懲戒請求書を引用しており、本件懲戒請求書が、本件記事を見る者全ての目に直ちに触れるものでなく、本件懲戒請求書の全文を確認することを望む者が本件懲戒請求書を閲覧できるように工夫しており、本件懲戒請求書が必要な限りで開示されるような方策を採っている。

仮に主従関係を考えるとすれば、本件記事が主であり、本件懲戒請求書はその前提として従たる位置づけを有するにとどまる。

以上の点を考慮すると、被告が、本件リンクを設定することによって本件懲戒請求書の全文を引用したことは、原告が自ら産経新聞社に本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を提供して本件産経記事が産経新聞のニュースサイトに掲載されたことなどの本件事案における個別的な事情のもとにおいては、本件懲戒請求に対する反論を公にする方法として相当なものであった。

(2) 前訴控訴審判決におけるプライバシー権侵害の有無に関する判断内容

前訴控訴審判決は、被告が本件記事において本件懲戒請求の懲戒請求者として原告の氏名を開示したことは原告のプライバシー権の侵害には当たらないと判断した。その理由として、前訴控訴審は、要旨次のとおり説示した前訴第1審判決を引用した。

本件において、原告が、本件懲戒請求後、産経新聞社に対し、被告の氏名も含め、本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を提供し、その結果、本件産経記事において、「(住所は省略)の男性」が被告に対して本件懲戒請求をしたことが報道され、また、本件懲戒請求書の一部が引用される形でその理由が紹介された。原告のこのような行動は、本件懲戒請求の存在を広く公衆に知らせ、同手続についての公的関心を惹起しようとするものであり、同手続に関心を持った公衆は、当然、その請求者が誰であるかという点にも興味を持つと考

えられる。また、非公開手続である本件懲戒手続の対象弁護士の氏名を同意なく公開することは、同手続の請求者である原告自身の氏名等の情報の保護の必要性を減殺する行為であり、懲戒請求の相手方である弁護士の氏名をマスコミに開示し、新聞記事を通じて一般公衆に公表しながら、請求者である自己の氏名についてはこれを公表されたくないと期待することにつき、自然又は法的保護に値する正当なものであるということとはできない。

本件における上記の事実関係を踏まえると、本件記事が掲載された時点において、本件懲戒請求の請求者が原告であるという情報は、他者にみだりに開示されたくないと考えるのが自然なものであるとは評価し得ず、プライバシーの権利又は利益として法的保護に値するものであるということとはできない。

(3) 検討

ア 前訴確定判決（前訴第1審判決のうち前訴控訴審判決により変更されなかった部分及び前訴控訴審判決をいう。以下同じ。）は、前訴控訴審の口頭弁論終結日である令和3年10月18日を基準時として、原告の被告に対する公衆送信権及び公表権に基づく権利行使は権利濫用に当たり許されないと判断し、プライバシー権侵害の点については、本件記事において本件懲戒請求の懲戒請求者として原告の氏名を開示したことは被告による原告のプライバシー権の侵害には当たらないと判断したものであるところ、本件訴えは、上記基準時の2年9か月余りに提起されたものである。

しかるに、前提事実並びに上記(1)及び(2)の事実関係によれば、本件懲戒請求に係る懲戒請求の理由は、社会的耳目を集めた出来事であるZ被告人の出国に関して、同被告人の弁護人を務めていた被告に重大な非行があったなどとして被告の責任を追及する内容のものであること、原告が本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を自ら産経新聞社に提供したため、被告に対して本件懲戒請求がされたことが報道され、広く公衆の知るところになったことがうかがわれる。また、証拠（甲6）及び弁論の全趣旨によれば、前訴の第

1 審判決や控訴審判決の内容は報道機関によって報道され、少なくとも産経新聞のニュースサイトには現在もこれに関する記事が掲載されていることが認められる。このような報道ないし記事の存在は、本件懲戒請求の存在及び内容を知らない者がこれを知る端緒となり得るものといえる。

5 これらの事情に照らせば、本件懲戒請求を受けた被告が、弁護士としての信用や名誉の低下を防ぐ手段として本件懲戒請求に対する反論を公にする必要性は、前訴の基準時からわずか3年程度の時間の経過によりたやすく消滅するとは考えられず、被告が本件ブログに掲載した反論文である本件記事を公衆によるアクセスが可能な状態にしておく必要性はなお存続している
10 ものというべきである。そうすると、本件懲戒請求に対する反論を公にする必要性の点を含め、前訴の基準時後に、前訴確定判決の判断の正当性を失わせるような事情の変動が生じたとはいえない。

イ 以上を踏まえ、本件訴えの適法性について検討するに、本件訴えは、前訴において請求を棄却された原告が、前訴の訴訟物と同一の権利に基づき本件
15 記事の掲載の差止め及び削除並びに損害賠償を求めるものであり、上記アのとおり、前訴確定判決の判断の正当性を失わせるような事情の変動が生じた
 とはいえない。そうである以上、本件訴えは、実質的には前訴の蒸し返しと
 いうべきものであって、本件記事の削除の要否や損害賠償義務の有無をめぐる原告と被告との間の紛争が前訴により決着したことについての被告の合
20 理的な信頼を損なうものといわざるを得ないから、本件訴えの提起は、信義則に反するものというべきである。

2 小括

 以上のとおり、本件訴えの提起が信義則に反することから、その余の点について判断するまでもなく、本件訴えは不適法なものとして却下を免れない。

25 第4 結論

 よって、本件訴えは不適法であるからこれを却下することとして、主文のとおり

り判決する。

東京地方裁判所民事第 47 部

裁判長裁判官

杉 浦 正 樹

裁判官

細 井 直 彰

裁判官

志 摩 祐 介

(別紙)

掲載記事目録

閲覧用 URL (URLは省略)

懲戒請求書掲載 URL

(URLは省略)

タイトル 「懲戒請求に対する弁明書」(URLは省略)

投稿日 2020/2/4